

「厚生労働大臣が定める院内掲示事項」

(令和 7 年 6 月1日現在)

1. 当院は関東信越厚生局神奈川事務所に下記の届出を行っております。

(1)基本診療料の施設基準等に係る届出

- ・ 時間外対応加算 1
- ・ 医療 DX 推進体制整備加算

(2)特掲診療料の施設基準に係る届出

- ・ 人工腎臓慢性維持透析を行った場合 1
- ・ 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・ 導入期加算 1
- ・ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・ 医療機器安全管理料 1
- ・ 糖尿病合併症管理料
- ・ 外来後発医薬品使用体制加算 1
- ・ 検査・画像情報提供加算及び電子診療情報評価料
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)・(Ⅱ)3

2. 明細書発行体制について

- * 医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。また公費負担医療の受給者で、医療費の自己負担のない方についても、無料で発行しております。

明細書には、使用した医療品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただきご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

3. 外来後発医薬品使用体制加算について

- * 当院では後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。
医薬品の供給が不足した場合に医薬品の処方等の変更に関して適切な対応ができる体制が整備されております。

4. 医療情報取得加算について

- * 当院はオンライン資格確認を行う体制を有しております。
当院を受診した患者さんに対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

5. 医療 DX 推進体制整備加算について

- * 当院では以下の通り対応を行っています。
 - ・ オンライン請求を行っております。
 - ・ オンライン資格確認を行う体制を有しています。
 - ・ オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報等を活用して診療を実施しています。
 - ・ マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声かけポスター掲示を行っています。
 - ・ 電子処方箋を発行する体制、電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制について、今後導入検討しております。

6. 一般名処方加算について

- * 当院では、後発医薬品ある医薬品について、患者さんへご説明の上、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること)を行っております。
一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品を提供しやすくなります。

7. 長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)の選定療養について

- * 令和 6 年 10 月より、医療上の必要があると認められず、患者さんの希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部(後発品最高価格帯の差額の4分の 1 の金額)が選定療養として、患者さんの自己負担となります。

参考:厚生労働省ホームページ「令和6年 10 月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001282666.pdf>)

8. 保険外負担の費用について

当院では、証明書・診断書、その他につきまして利用者の希望により、その利用に応じた実費のご負担をお願いしております。

(1)診断書・証明書料(税込)

- 証明書 3,000 円 (各種証明書)
- 診断書 5,000 円 (当院のもの)
8,000 円 (入院証明書・生命保険診断書)

* その他診断書・証明書につきましては、医事課にて問い合わせください

(2) その他保険外費用に係る費用(税込)

- テープ式おむつ・リハビリパンツ 1枚 200 円
- パット(長オムツ) 1枚 100 円
- 軟膏容器 1 個 100 円
- 個包装マスク 1 枚 50 円

* その他不明な点などありましたら、受付までお問い合わせください。

令和 7 年 6 月 1 日
追浜仁正クリニック